
(仮 称) 新 ご み 処 理 施 設
整 備 ・ 運 営 事 業
入 札 説 明 書 等 に 関 す る 質 問 回 答
(第 2 回)

令和元年9月27日
小平・村山・大和衛生組合

1 入札説明書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1-1	20	第6章	3		表中	提案図書概要版は提案図書と合冊とし、巻末に添付してもよろしいでしょうか。	提案図書概要版は提案図書と合冊とし、巻末に添付することを可とします。
1-2	20	第6章	3		表中	提案書の電子データについて、DVD-Rで提出してもよろしいでしょうか。	提案書の電子データについて、DVD-Rで提出することを可とします。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-1	45	第1章	12	1.12.12	(2) 工事中の計量設備	「既存計量設備との互換性を確保すること」とありますが、既存計量設備の仕様が不明のため、詳細仕様をご提示願います。(各車両の計量の方式、図面類、コード一覧表、信号取合等がわかるもの)	既に配付している要求水準書添付資料より検討ください。詳細は、落札者と協議します。
2-2	45	第1章	12	1.12.12	(2) 工事中の計量設備	「既存計量設備との互換性を確保すること」とありますが、現在使用している計量カードから、新設計量機のICカードへの切り替えのタイミングについては、実施設計後の協議とさせていただきます。よろしいでしょうか。	落札者と協議します。
2-3	107	第3章	1	3.1.3	(2) 特別高圧変圧器 ア 型式	東京電力パワーグリッド(東京電力PG)殿発行の「系統連系に係る設備設計について」によると、受変電室がオイルレス化している場合は、希望によりガス絶縁方式のVCTを設置いただけることになっているため、特別高圧変圧器について、ガス絶縁方式を選定した場合には、ガス絶縁方式VCTの設置を東京電力PG殿へ申し入れいただけますでしょうか。	基本的に可とします。ただし、受注後の協議によるものとし、電力への申請の際には、資料作成を含め、受注者が手続きの対応を行ってください。

3 建設工事請負契約書(案) に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
3-1	9	15	11		支給材料、貸与品及び発生品	工事の施工に伴い生じた「発生品」が毀損滅失し返還が不可能になったときは、代品納入・現状復旧・損害賠償が必要な旨、記載されています。「発生品」とは具体的にどのようなものを想定されているかご教示願います。	土木及び建設工事の施工に伴い、工事現場に発生したものをいいます。なお、本工事では、既存施設から移設するITV等の設備も含まれます。
3-2	18	37	1, 2, 4		部分払	第1項で「契約金額相当額（以下「製作代価」という。）」、第2項で「請負代金相当額」、第4項で「契約金額相当額」とありますが、これらはすべて34条8項で定義されている「契約代金相当額」との認識でよろしいでしょうか。	全てが同じとは限りません。
3-3	18	37	3		部分払	「第3条の規定において発注者の承諾を受けた内訳書により定め、その他の場合には発注者と受注者がとが協議して定める。」とありますが、解体工事の既済部分については、10分の9以内の支払いではなく、既済部分の代価全額をお支払い頂くことは可能でしょうか。	各解体工事については、完了した時点で該当する代価全額を支払うことを予定していますが、詳細は落札者と協議します。
3-4	19	38	3		一部しゅん工	指定部分（新ごみ焼却施設しゅん工分）の部分引き渡しに係る契約金額については、10分の9以内の支払いではなく、前払金額及び部分払済額を除いた、全額をお支払い頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、詳細は落札者と協議します。
3-5	22	47	1	1, 2	不可抗力又は法令変更による解除	「本事業の継続」とありますが、「本工事等の継続」との認識でよろしいでしょうか。	建設工事請負契約書（案）のとおりです。
3-6	23	48	4		解除に伴う措置	第15条11項同様に「発生品」とありますが、具体的にどのようなものを想定されているかご教示願います。	No. 3-1の回答を参照ください。

8 運営維持管理業務委託契約書(案) に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
4-1	21	71	4		本運営維持管理業務委託契約の期間満了及び解除による終了に際しての処置	「第6項に規定する修繕」とありますが、第6項は修繕の規定がされておきませんので、どの条項を指しているのかご教示願います。	第4項は、次の通り修正します。 「受託者は、前二項に規定する引継ぎが終了し、かつ、第6項に規定する受託者の責任による処置を終了したときは、後任事業者に対し、委託者が指定する期日までに本施設を引き渡す。」